

西武フィットネスクラブ 個人契約ロッカー利用規約の2020年3月31日改正のお知らせ

- Spa&SportsEMINOWA 西武フィットネスクラブ所沢
□西武フィットネス emifit 鷺ノ宮

改定前	改定後
<p>(登録料) 追記</p> <p>(変更手数料) 追記</p> <p>(免責事項) 第14条 当社は、次の各号に掲げる事由に基づき契約ロッカーの収納物品が滅失またはき損された場合には、当該損害を賠償する責を負いません。</p> <p>(1) 第9条、第11条または第12条に基づき収納物品を保管等した場合</p> <p>(2) 本件南京錠の暗証番号が不正利用されたこと等、当社の過失に基づかない事由により第三者が契約ロッカーを開扉した場合</p> <p>(3) 天災事変等の不可抗力による場合</p> <p>(4) 司法権等の発動により関係官公署から収納物品の押収または証拠品として提出を求められた場合</p> <p>(5) その他当社の責めに帰さない場合</p> <p>(その他) 第16条 本規約に定めのない事項については、当クラブの会員規約の定めまたは当社の指示に従うものとします。なお、当社は、当クラブ施設内の所定の掲示場所への掲示、ホームページへの掲載等の方法により利用者に周知するものとします。</p> <p>(改正) 第17条 当社は、必要に応じて本規約の改正・変更をすることができ、その効力は、全ての利用者に及ぶものとします。なお、当社は、本規約を改正・変更したときには、当クラブのホームページへの掲載等の方法により最新の規約を利用者に周知するものとします。</p> <p>(別紙) 追記</p>	<p>(登録料) 第2条 利用者は、契約ロッカー申込手続き時に本規約別紙に定める契約ロッカー登録料（以下「登録料」といいます）を当社所定の方法で納入するものとします。なお、当社は、一度納入された登録料を返還いたしません。</p> <p>(変更手数料) 第3条 利用者は、契約ロッカーの変更手続き時に本規約別紙に定める変更手数料（以下「変更手数料」といいます）を当社所定の方法で納入するものとします。なお、当社は、一度納入された変更手数料を返還いたしません。</p> <p>(免責事項) 第14条→第13条 当社は、契約ロッカーの収納物品が滅失またはき損された場合には、当社の故意または重過失による場合を除き、当該損害を賠償する責を負いません。</p> <p>2 前項により当社が損害賠償義務を負う場合、その金額は、契約ロッカー月会費の6ヶ月分を超えないものとします。</p> <p>(その他) 第16条 削除</p> <p>(改正) 第17条→第15条 当社は、必要に応じて本規約およびこれに付随する細則等の改正・変更をすることができます。この場合、当社は、本規約等を改正する旨及び改正後の本規約等の内容、改正の効力発生日を会員に告知するものとし、改正の効力は、効力発生日以後、全ての利用契約に及ぶものとします。</p> <p>2 前項による告知方法については、当クラブ施設内の所定の掲示場所への掲示、ホームページへの掲載によるものとします。ただし、月額利用料金または変更手数料を増額する場合（消費税率の変更に基づくものを除く。）には、登録済みの住所に別途郵送するものとします。</p> <p>(別紙) ◆ロッカー用錠前について 当社は、契約ロッカーの施錠のため、当社指定の錠前（以下「本件錠」といいます）を利用者に貸与することがあります。その際、利用者は、次の定めに従うものとします。</p> <p>① 利用者は、契約ロッカーの施錠するときには、本件錠以外のものを使用することはできません。</p> <p>② 本件錠が暗証番号により施錠するものであるときには、利用者は、契約ロッカー申込手続き時に、その暗証番号を当社に届け出るものとします。</p> <p>③ 利用者は、届け出た暗証番号を変更するときには、速やかに変更後の暗証番号を当社に届け出るものとします。</p> <p>④ 利用契約が終了するときには、利用者は、その解約日までに本件錠を返却するものとします。</p>